

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大仙市大曲西根字瀬下230番	田	2,800
大仙市大曲西根字中嶋310番	田	2,084
大仙市大曲西根字中嶋311番	田	326
大仙市大曲西根字新堀425番	田	1,076
大仙市大曲西根字新堀426番	田	67
大仙市大曲西根字元木464番	田	223

2 申請に係る農地の利用の状況

過去に契約していた者が保全管理をしている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年12月26日	10年	591,840円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年12月14日

(2) 提出先

秋田県農林水産部農林政策課

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
湯沢市角間字水神川原286番	田	869

2 申請に係る農地の利用の状況

隣接地の耕作者が保全管理をしている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年12月26日	10年	17,380円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限  
令和2年12月14日
- (2) 提出先  
秋田県農林水産部農林政策課
- (3) 記載事項
  - ア 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
  - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
  - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
  - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
  - オ 意見の趣旨及びその理由
  - カ その他参考となるべき事項

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
羽後町杉宮字元稲田275番	田	1,739
羽後町杉宮字元稲田276番	田	1,466
羽後町杉宮字田畑168番	田	846
羽後町杉宮字積寒開163番	田	1,021
羽後町杉宮字積寒開165番	田	1,021
羽後町杉宮字積寒開166番	田	1,021
羽後町杉宮字積寒開180番1	田	403
羽後町杉宮字積寒開180番2	田	399
羽後町杉宮字積寒開285番	田	1,021
羽後町杉宮字積寒開298番1	田	224
羽後町杉宮字積寒開299番	田	757
羽後町杉宮字積寒開300番3	田	314
羽後町字田畑38番	田	959
羽後町字田畑275番1	田	177
羽後町字田畑275番2	田	33
羽後町字田畑275番3	田	19

2 申請に係る農地の利用の状況

過去に契約していた者が保全管理している部分と、遊休農地化している部分がある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年12月26日	10年	292,500円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限  
令和2年12月14日
- (2) 提出先  
秋田県農林水産部農林政策課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項